

奈良県環境総合計画(2016－2020)

概要版

目次

I	計画の基本的事項	1
II	社会情勢の変化と環境との関わり	2
III	計画の基本理念と施策体系（7本柱）	5
IV	重点プロジェクト	9
V	施策・事業の展開	12
VI	計画の進行管理	19
	資料編	20



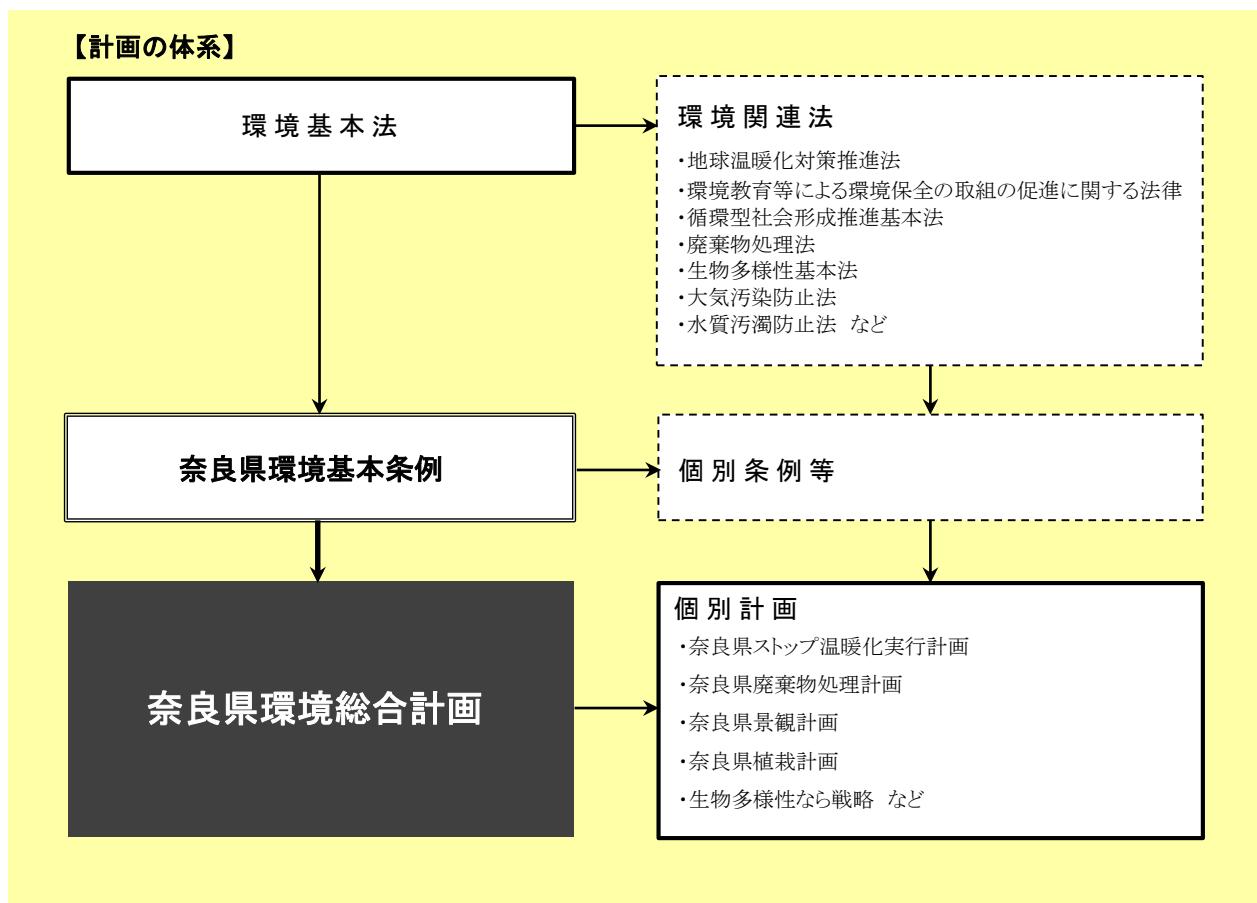
奈良県エコキャラクター
な～らちゃん

平成28年3月

奈 良 県

I 計画の基本的事項

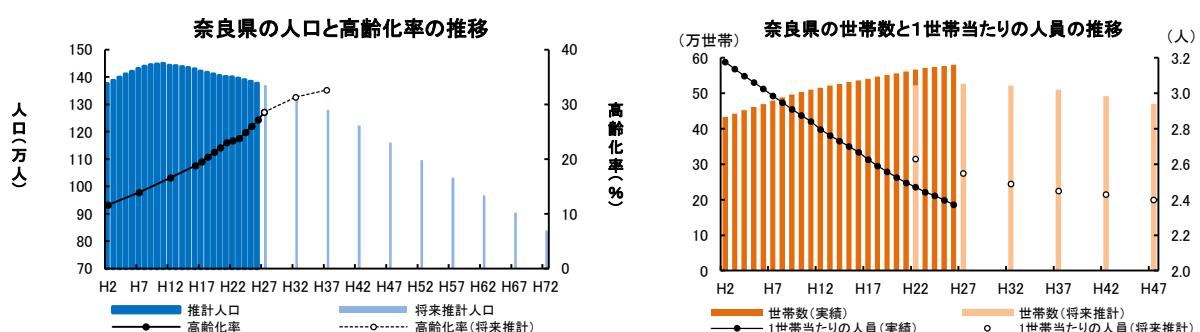
- ・本計画は、社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らすことのできる持続可能な地域づくりをより一層進めるため、景観・環境面から、県民、NPO、企業・団体、行政等の各主体が積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として示すものです。
- ・奈良県環境基本条例第10条に規定する基本計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項に規定する地方公共団体実行計画、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定する行動計画として策定します。



II 社会情勢の変化と環境との関わり

1. 人口減少・高齢社会の到来

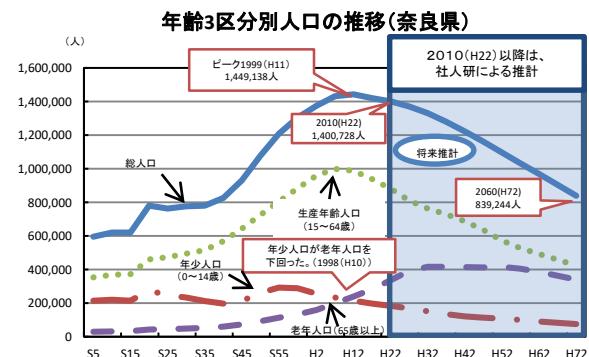
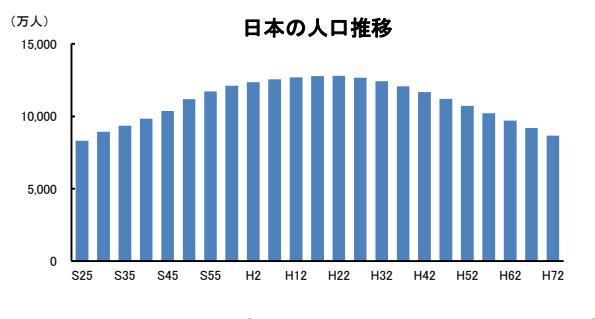
- 本県の人口は、平成26(2014)年は約138万人であり、平成72(2060)年には約84万人まで減少すると予想されていますが、世帯数の増加や高齢化の進展、ライフスタイルの変化等により、エネルギー消費やごみの排出など、一人あたりの環境負荷は増加する傾向にあると考えられます。
- 人口減少・高齢社会が進展していくなかでは、これまで以上に一人ひとりが環境保全の担い手としての意識を高め、地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たす**地域コミュニティの活力**を高めていくことが必要です。
- 農林業の担い手の減少・高齢化は、**里地・里山の荒廃**を招く要因となり、森林や農地による水質・大気浄化などの公益的機能の低下を招き、**野生動植物の生息・生育環境の劣化**が生じることが懸念されます。



2. 地方創生の動き

- 国においては、人口減少克服、地方創生の実現に向け、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月に、5カ年の政策目標などをまとめた「総合戦略」を策定し、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けて、様々な地方創生の施策が打ち出されています。
- 本県では、「奈良県地方創生本部」を平成26(2014)年8月に設置し、平成27(2015)年12月に、国の総合戦略を勘案しつつ、本県独自の地方創生に必要となる政策分野を「住んで良し」「働いて良し」「訪れて良し」という3つの基本目標の下で体系的に整理し、「奈良県地方創生総合戦略」としてとりまとめました。この戦略を基に、持続可能な財政運営を維持しつつ、直面する県政諸課題に積極果敢に取り組んでいます。

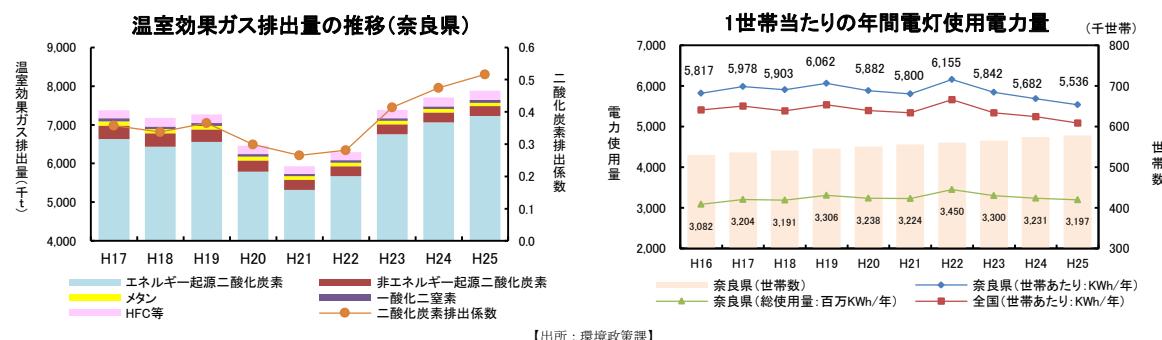
- この地方創生を推進するなかで、「美しく、きれいなまちづくり」が、これから地域における重要な魅力要素になると捉え、奈良発の「地方自治の新しい形」である「奈良モデル（県・市町村の連携・協働）」により、県は、がんばる市町村とともに、重点的に推進することとしています。



II 社会情勢の変化と環境との関わり

3. 東日本大震災を契機としたエネルギー政策の転換

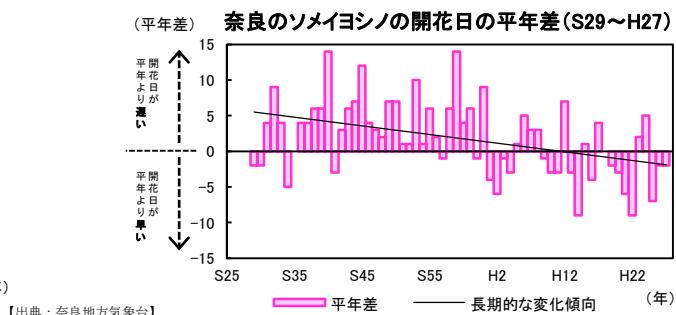
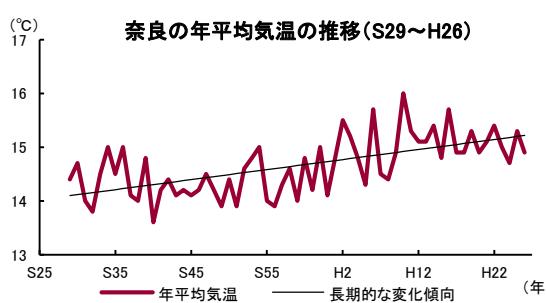
- 東日本大震災を契機に、エネルギー政策が大きく見直され、徹底した省エネルギーを前提に、再生可能エネルギーの導入や火力発電の効率化等によりバランスのとれた電源構成（エネルギー・ミックス）としていくことが求められており、地球温暖化対策にも積極的に取り組む必要が一層高まっています。
- 世帯数が増加するなかで、節電等の取り組みにより1世帯当たりの電灯使用電力量が減少し、総電灯使用電力量も減少していますが、東日本大震災以降、火力発電の焚き増し等により電源構成に占める化石燃料の割合が高まり、温室効果ガス排出量の増加が継続していることから、地域資源を活用した再生可能エネルギーのシェア拡大や安全・安心で災害に強い地域分散型エネルギー・システムの導入が求められています。



【出所：環境政策課】

4. 深刻化する地球温暖化

- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書では、地球温暖化の原因は、二酸化炭素をはじめとする人の活動に起因する温室効果ガスの増加によるものとされており、その影響は、国内外で既に顕在化しています。本県においても、過去50年間で平均気温が約0.9℃上昇し、また、ソメイヨシノの開花時期が早まっているなど、私たちの身近なところにも気候変動の影響が現れてきています。
- 近年、増加している豪雨や猛暑の背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、また、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化により、自然災害だけでなく、食料、健康など様々な面で影響が生じることも予想されています。また、平成27(2015)年11月30日から12月13日にフランスのパリで開催されたCOP21(国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議)においては、「産業革命前からの気温上昇を2.0度未満に抑えるとともに、1.5度未満に収まるよう努力する」ことを目的とする「パリ協定」が採択されました。このことから、温暖化対策は、今後より一層、国際社会が協調して取り組まなければならない地球規模の課題ですが、気候変動の影響は、気候、地形、社会条件等によってその内容や程度が異なるとともに、温暖化に適応することが地域づくりにもつながることから、地域が主体となって取り組むことが求められます。

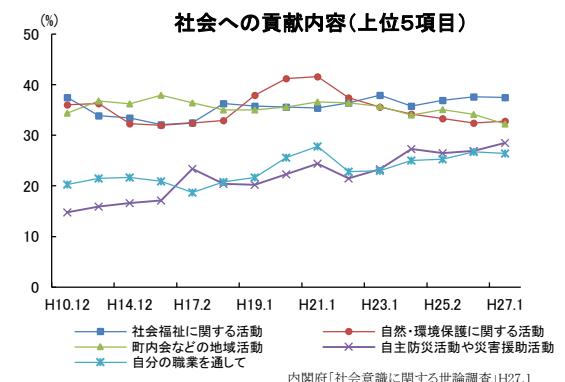
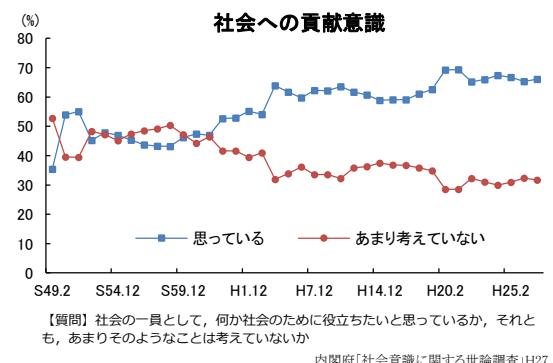
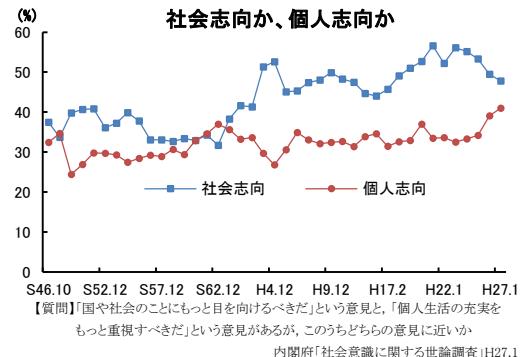
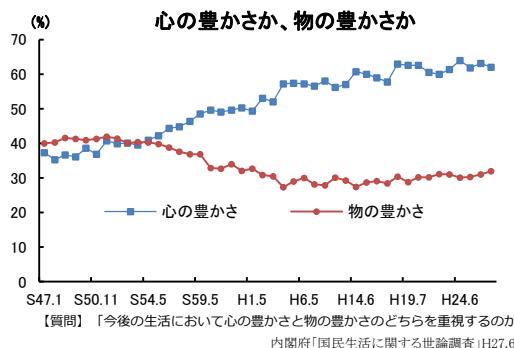


【出所：奈良地方気象台】

II 社会情勢の変化と環境との関わり

5. 価値観の変化

- 内閣府の世論調査において、「心の豊かさと物の豊かさのどちらを重視するのか」との質問に対し、約6割の人が「心の豊かさやゆとりのある生活に重きを置きたい」とされています。このような傾向に合わせて、これまで以上に、ものや資源を大切にする環境に配慮した暮らしを促していくことが重要となり、「環境配慮」がもの・サービスの高付加価値化につながるような工夫が必要となります。
- また、社会への貢献意識が高まり、「自然・環境保護に関する活動」への関心度が高くなっていることから、より一層、行政と地域が連携・協働する取り組みが求められます。一方で、近年は、個人生活の充実を重視する人の割合も増えてきています。人口減少や高齢化、核家族化などと相まって地域コミュニティの衰退が懸念されるなか、地域コミュニティに活力がある場合には、環境保全にも積極的に取り組まれることが多くなることから、地域コミュニティの活性化と環境保全の取り組みの好循環を創り出すことが必要となります。



III 基本理念と施策体系(7本柱)

1. 計画期間

- ・計画の期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5ヵ年とする。

2. 基本理念

本計画では、誰もが安心して快適に暮らすことのできる「住んで良し」「訪れて良し」の奈良県の実現に向けて、奈良ならではの美しい景観や持続可能な社会を構築するため、本県独自の事業推進スキーム「奈良モデル※」による施策・事業の推進を図るとともに、多様な主体が連携・協働する“オール奈良”による全県的な実践活動が展開され、これらの取り組みが「きれいに暮らす奈良県スタイル」として定着することを目指して、計画の基本理念を次のように定めます。

「豊かな自然と歴史との共生、美しい景観と持続可能なくらしの創生」

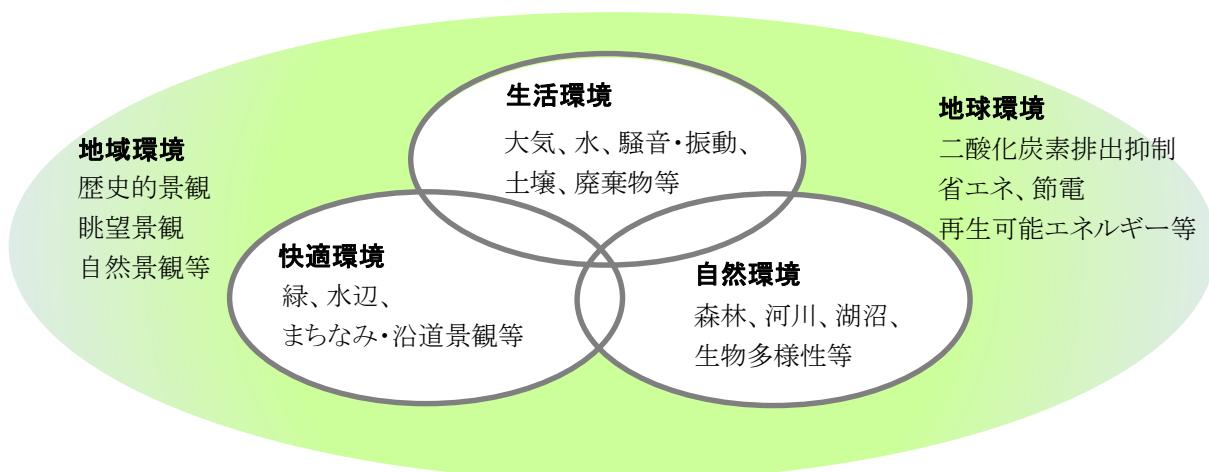
～愛着と誇りの持てる「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築・推進～

※「奈良モデル」とは

質の高い行政サービスを提供し、行政を効率的に運営するために、県と市町村または市町村同士の連携・協働について、奈良県にふさわしいあり方を検討し、実現する取り組みのこと。

3. 計画の対象

本計画では、大気、水、騒音、廃棄物などの「生活環境」、森林、河川や生物多様性などの「自然環境」、身近な緑やまちなみなどの「快適環境」のほか、これらと相互に関連する「地域環境」や「地球環境」を対象とします。



III 基本理念と施策体系(7本柱)

4. 環境像

～私たちが目指す奈良県の姿～

澄んだ空に、雄大な山並みと手入れの行き届いた森林の緑が映えます。山間部の自然は、きれいな空気をつくり出し、山々に蓄えられた水は、川から海へと、清らかで豊かな水流となって、人々を潤し、さまざまな生物を育んでいます。

大和青垣や大和三山などの山々は、里山・田園風景と相まって、都市の遠景となり、世界遺産や国宝などの歴史的建造物の背景となって、まほろばの国にふさわしい美しいたたずまいを形づくっています。

まちなかは、花と緑にあふれ、歴史的風土と調和のとれた美しい都市景観と沿道景観に、住む人、訪れる人が和らぎを感じます。

人々は、ものや資源を大切にし、地球環境に配慮する知恵や行動力にあふれ、これから時代に求められる「きれいに暮らす」スタイルを追及、共有しながら、主体的かつ積極的に本計画が掲げる基本理念の実現に向けて取組み、多様な主体が連携・協働する“オール奈良”によって全県的な実践活動へと広がっています。



Ⅲ 基本理念と施策体系(7本柱)

基本理念及び環境像の実現に向けて、以下に掲げる施策(7本柱)により総合的かつ計画的に推進します。

(1)景観の保全と創造

世界に誇る歴史文化遺産とともに、豊かな自然、田園・里山風景が広がる県内各地において、四季折々に彩られる景観を守りながら、国際的な歴史文化交流拠点「奈良県」にふさわしい景観を創り育て、未来につなげていきます。また、景観は地域の環境の要素が総合化された「見える環境」であり、これから地域における重要な魅力要素になることから、本県の強みである歴史的景観などの魅力を一層高めるとともに、良好な都市景観を創出するための全県的な動きを生み出していくきます。重点的な取り組みとして、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭(エリア)」として、県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくりを促進するとともに、奈良らしい魅力動線を創出するため都市・沿道景観の形成を目指します。

(2)清流の保全と復活

人々の暮らしや多様な動植物の生命の源である「清らかで豊かな水」を守り、育むため、生活排水の浄化等による水質の維持・改善に、保水・利水等の視点を加えた「健全な水循環の構築」を目指して、施策の総合的な展開を図ります。また、やすらぎと和らぎを感じることのできる水辺の空間づくりとして、地域で守り再生させる取り組みも促進します。重点的な取り組みとして、大和川の水質の全国ワースト上位ランキングからの脱却を図ります。そのため、大和川の水質を、人々の暮らしや産業活動のあり方がそのまま連動して表れてくる“地域の環境を映す鏡”として捉え、上流域から中・下流域における多様な主体による広域的なネットワークにより、水質の改善に一層重点的に取り組むとともに、きれいな水辺環境づくりを目指します。

(3)低炭素社会の実現

自然災害だけでなく、人々の健康や生態系などにも影響を及ぼす地球温暖化対策として、県内温室効果ガス排出量の約95%を占める二酸化炭素の排出削減対策が重要な課題となっています。そのため、熱エネルギー・未利用エネルギーなどの再生可能エネルギーのさらなる利活用を図るとともに省エネ・節電スタイルの推進・定着を促します。また、森林面積が県土面積の約8割を占める本県の特性を活かし、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全に取り組むことにより、産業の活性化を図り、持続可能な地域づくりを促進します。

Ⅲ 基本理念と施策体系(7本柱)

(4)循環型社会の構築

「ものを大切にする」意識をさらに醸成しながら、廃棄物対策の取り組みを通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。また、ごみを減らすことは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全など様々な環境課題に貢献できるものであり、「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなることから、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図ります。重点的な取り組みとして、これまで県と市町村が連携して推進してきた奈良モデルによる「ごみ処理の広域化」の取り組みを継続・発展させながら、本県の地域特性に適した3R(リデュース・リユース・リサイクル)等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けて、県民をはじめ多様な主体による積極的な実践活動の普及・拡大を図ります。

(5)安全な生活環境の確保

心身ともに健康で、快適・安全・安心な暮らしができるよう、私たちの身の回りを取り巻く生活環境(大気、土壤、騒音など)を保全するための対策を講じます。また、有害な化学物質の適正処理を促進するとともに、空間放射線量の常時監視や未だ発生メカニズムが解明されていない微小粒子状物質(PM_{2.5})に係る調査研究などの取り組みを推進します。

(6)生物多様性の保全

豊かな生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくため、「生物多様性なら戦略」に基づき、県民、NPO、事業者、教育・研究機関等と協働して良好な自然環境を保全します。また、絶滅のおそれのある希少な野生動植物の生息・生育環境の保全・再生に取り組むとともに、増えすぎた野生動物の適正な密度管理や外来種による生態系等への被害防止の取り組みを推進します。

(7)人づくり・地域づくりの推進

景観・環境づくりを進めていくためには、一人ひとりが地域や組織において自主的・主体的に取り組み、地域コミュニティ活動としても定着・発展させていくことが求められます。そのため、奈良モデルによる取り組みはもとより、関係機関・団体、地域住民等と連携・協働しながら、イベント・講習会、ホームページなど様々な機会を通して、景観・環境づくりを促進するための啓発等の取り組みを推進します。また、景観・環境づくりに向けて、多様な主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成を促進することにより、参加と協働による取り組みを推進します。

IV 重点プロジェクト

「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進プロジェクト

「きれいに暮らす奈良県スタイル」の具現化に向けての重点的な取り組みとして、本プロジェクトを位置づけ、奈良モデル及び多様な主体の連携・協働により、以下の3つの事業を推進します。

1. 「大和川のきれい化」推進

全国ワースト上位ランキングにある大和川の水質を“地域の環境を映す鏡”と捉え、流域の多様な主体による広域的なネットワークにより、水質の改善に一層重点的に取り組むとともに、きれいな水辺空間づくりを目指します。

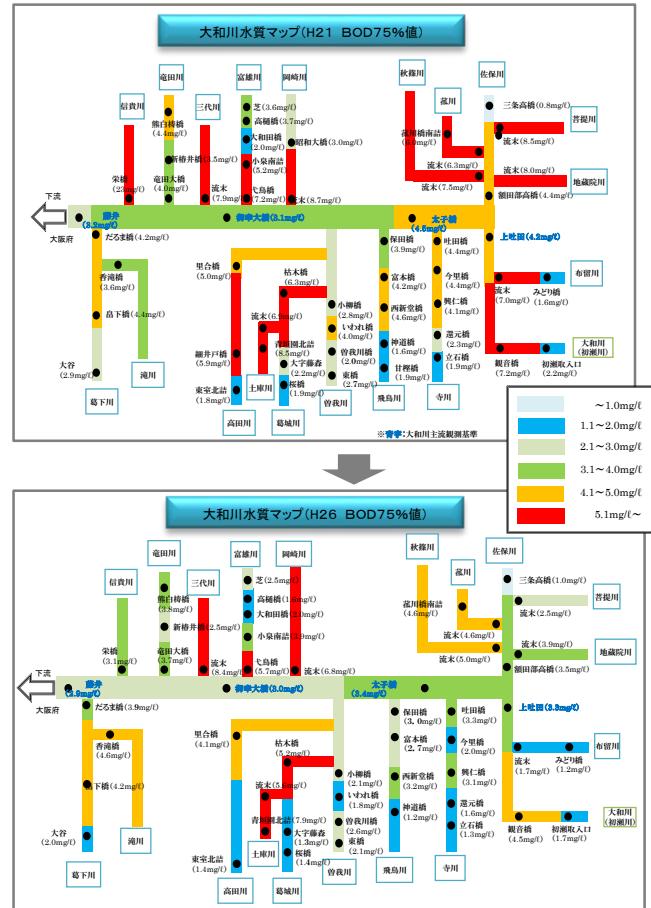
(1) 清流復活への取組促進

(全国ワースト上位ランキングからの脱却)

- 公共下水道整備・接続の促進
- 合併浄化槽の整備促進
- 合併浄化槽の適正な維持管理の促進
- 食用油リサイクルの促進(広域回収等の促進)
- 多様な主体による広域ネットワークの促進
 - ・協議会や地域団体等による連携・促進
 - ・水質の「見える化」による普及啓発
 - ・環境イベント等の実施(大和川一斉清掃、川の学校(生き物の観察など)等)



川の学校(例:初瀬川)



成果・行動指標	現況値 H26	目標値 H32
環境基準達成率	85.7%	全川(本川・支川)で環境基準値(BOD値)を達成
汚水処理人口普及率 (大和川流域)	89.1%	93.0%
下水汚泥エネルギー化率	21%	38% (H31)

(2) きれいな水辺空間づくり

- 地域住民等と連携・協働する河川美化活動の促進(花の植栽、清掃・草刈り)
- 水辺の遊歩道や花壇等の整備、地域住民等による維持管理の促進
- 環境用水の導入促進(農業用水等の利活用)
- 県民総監視による不法投棄対策

IV 重点プロジェクト

2. 「奈良らしい景観づくり」推進

本県の強みである歴史的景観などの魅力を一層高めるとともに、良好な都市景観を創出するため、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭(エリア)」として、県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくりを促進するとともに、奈良らしい魅力動線を創出するための都市・沿道景観の形成を目指します。

(1) なら四季彩の庭づくり

○奈良県植栽計画の推進

- ・小庭(エリア)整備計画の推進(実施計画・施工・管理)
- ・がんばる市町村や団体等の支援・連携による事業推進
- ・地域住民等との連携・協働による持続可能な維持管理の促進
- ・新たな小庭(エリア)の選定、事業化促進
- ・普及啓発
 - ・事業成果の「見える化(ビフォーアフター)」による情報発信
 - ・シンボルマークプレートの設置、情報誌の発行など



【小庭（エリア）の整備例】



【整備前 H24年6月】



【整備後 H26年4月】
チューリップ等による
パノラマ景観の創出



地域住民等との連携・協働(例:秋篠川)

成果・行動指標	現況値 H26	目標値 H32
小庭(エリア)の整備着手数	36エリア	51エリア

【沿道における彩りづくりの例】



地域住民等との連携・協働
(例:国道369号(大宮通り))



花壇整備(県実施)
(例:県道奈良加茂線(一条通り))

(2) 都市・沿道景観の形成

○広域幹線道路における屋外広告物の適正化の促進(「奈良モデル」による推進)

○沿道環境の向上

- ・地域住民等と連携・協働する花による彩りづくり(フラワーポット、花壇等)
- ・地域住民、ボランティア団体等との連携・支援による草刈り、清掃活動等の促進
- ・沿道の無電柱化の促進(歴史的景観保存地区、市街地等幹線道路)

成果・行動指標	現況値 H26	目標値 H32
世界遺産登録地域の歴史的景観保存地区内の無電柱化延長	4.4 km	4.8 km
市街地等幹線道路の無電柱化率	8%	12% (H31)

IV 重点プロジェクト

3. 「奈良モデルによるごみ減量化」推進

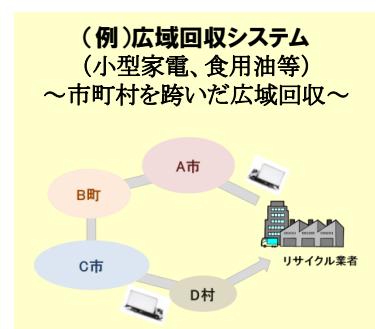
「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとして、資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」を促進するため、奈良発の新しい地方自治の仕組みである奈良モデル（県・市町村または市町村間の連携・協働による事業推進）による「ごみ処理の広域化」の取り組みを継続・発展させながら、さらなる「ごみ減量化」に向けて、本県の地域特性に適した3R（リデュース・リユース・リサイクル）等を促進します。

（1）ごみ共同処理の促進

- エネルギー回収等の効率化、市町村行財政運営の効率化の促進
- 焼却（エネルギー回収）等の共同処理に合わせたごみ減量化の促進

（2）リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の促進

- 市町村広域連携の促進（小型家電、食用油のリサイクル等）
- 企業等との協定締結の促進（レジ袋削減、小型家電回収等）
- 市民参加による地域特性を活かした3Rの推進
- イベント等による効果的な情報発信



（3）災害廃棄物処理対策の推進

- 県災害廃棄物処理計画（H27策定）に基づく県・市町村合同訓練の実施
- 関係機関・団体等との連携方策の共有

（4）不法投棄等対策の強化

- 市町村との連携による不法投棄防止対策の推進
- 使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化

成果・行動指標	現況値 H25	目標値 H29
一人1日あたりのごみ排出量	918 g／人・日	870 g／人・日
リサイクル率（一般廃棄物）	13.1%	25.0%

※この目標値は、平成29年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。



「不法投棄ゼロ作戦」
啓発ポスター（平成27年度）

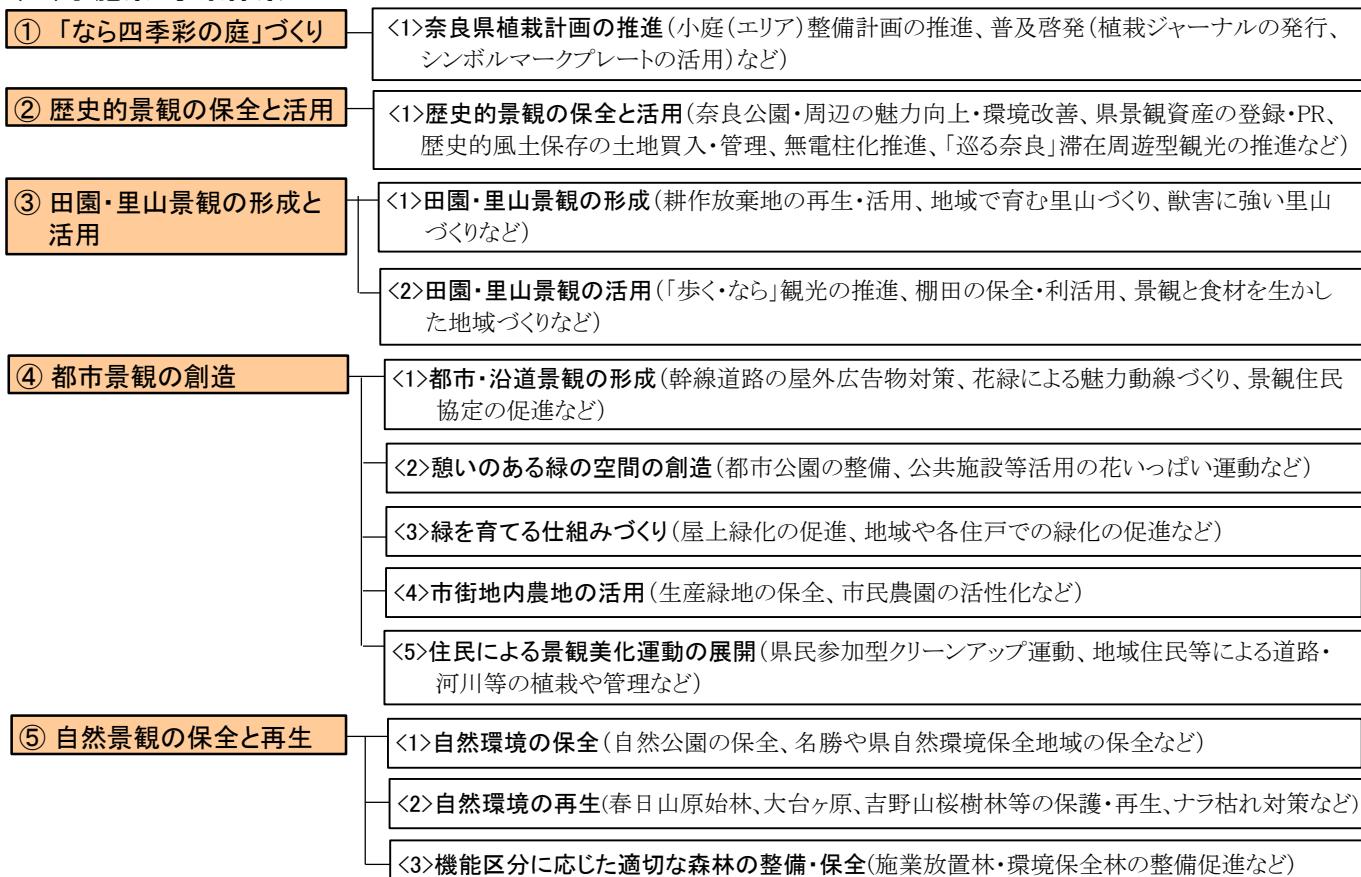
V 施策・事業の展開

1.景観の保全と創造

(1)現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	小庭(エリア)の整備着手数	36エリア	51エリア	「なら四季彩の庭」づくり
	観光入込客数	3,811万人	4,200万人 (H31)	歴史的景観の保全と活用
	歴史的景観保存地区内の無電柱化延長	4.4 km	4.8 km	
里山の景観を守る取り組みを評価する指標として活用	里山における森林整備の実施箇所数	196箇所	320箇所	田園・里山景観の形成と活用
都市景観の向上を評価する指標として活用	都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積	12.6 m ² /人 (H25)	13.6 m ² /人	都市景観の創造
	市街地等幹線道路の無電柱化率	8%	12% (H31)	
	景観づくりのルールを締結する地区等の数	155地区	179地区	
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	35人/年	100人/年	
自然景観を守る取り組みを評価する指標として活用	県土に占める自然公園面積の割合	17.2%	17.2%	自然景観の保全と再生

(2)小施策・事業体系



V 施策・事業の展開

2. 清流の保全と復活

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
清らかで安全な水環境を評価する指標として活用	水系毎の環境基準達成率(達成箇所数／測定箇所数)	大和川水系	85.7%(18/21)	100%
		淀川水系	85.7%(24/28)	100%
		紀の川水系	80.0%(4/5)	100%
		新宮川水系	100%(10/10)	100%
生活排水対策の進捗を評価する指標として活用	汚水処理人口普及率	87.5%	92.0%	水質の維持・改善
	下水汚泥エネルギー化率	21%	38% (H31)	
水源の保水能力を評価する指標として活用	水源かん養保安林の面積	63,243 ha	67,334 ha	水量の確保と保水力の維持・向上

(2) 小施策・事業体系

① 水質の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <1>生活排水対策の推進(公共下水道整備・接続促進、合併浄化槽の整備・適正な維持管理の促進、下水処理施設の汚泥の減量化とエネルギー活用、環境イベント等の実施など) <2>大和川の水質改善(公共下水道・合併浄化槽の整備促進、多様な主体による広域ネットワークの促進など) <3>清流吉野川の保全(市町村等と連携した啓発イベントや環境教育の実施など) <4>流域・地域と連携した水質保全対策の推進(国・市町村等と連携した水質監視、河川パトロールによる異常水質等への対応、地域住民等と連携した河川清掃など) <5>工場・事業場等の排水対策の推進(工場・事業場等の立入検査、農薬・化学肥料の適正使用の普及啓発、家畜排泄物の適正管理の促進など)
② 水量の確保と保水力の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <1>森林の保水機能の維持・回復(施業放置林・環境保全林の整備促進など) <2>都市・農村における保水力の向上(ため池の多面的機能の活用、農地の保水機能の保全、雨水貯留浸透施設の整備、透水性舗装の推進など) <3>環境用水の導入検討・促進(農業用水等の利活用など) <4>瀬切れ対策の推進(吉野川の瀬切れの監視・対策) <5>ダムの弾力的運用(吉野川の水量確保対策)
③ やすらぎの水辺空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> <1>川辺のまちづくり(地域住民等と連携した河川空間を軸としたまちづくりの促進) <2>守水による里川づくり(地域住民等との協働による河川空間の植栽、清掃等の促進) <3>自然に配慮した河川整備(瀬や淵など自然な流れを基本とした河川整備など) <4>多様な生物が見られる水辺づくり(水辺や護岸の緑化等による多自然型の河川環境づくりなど)

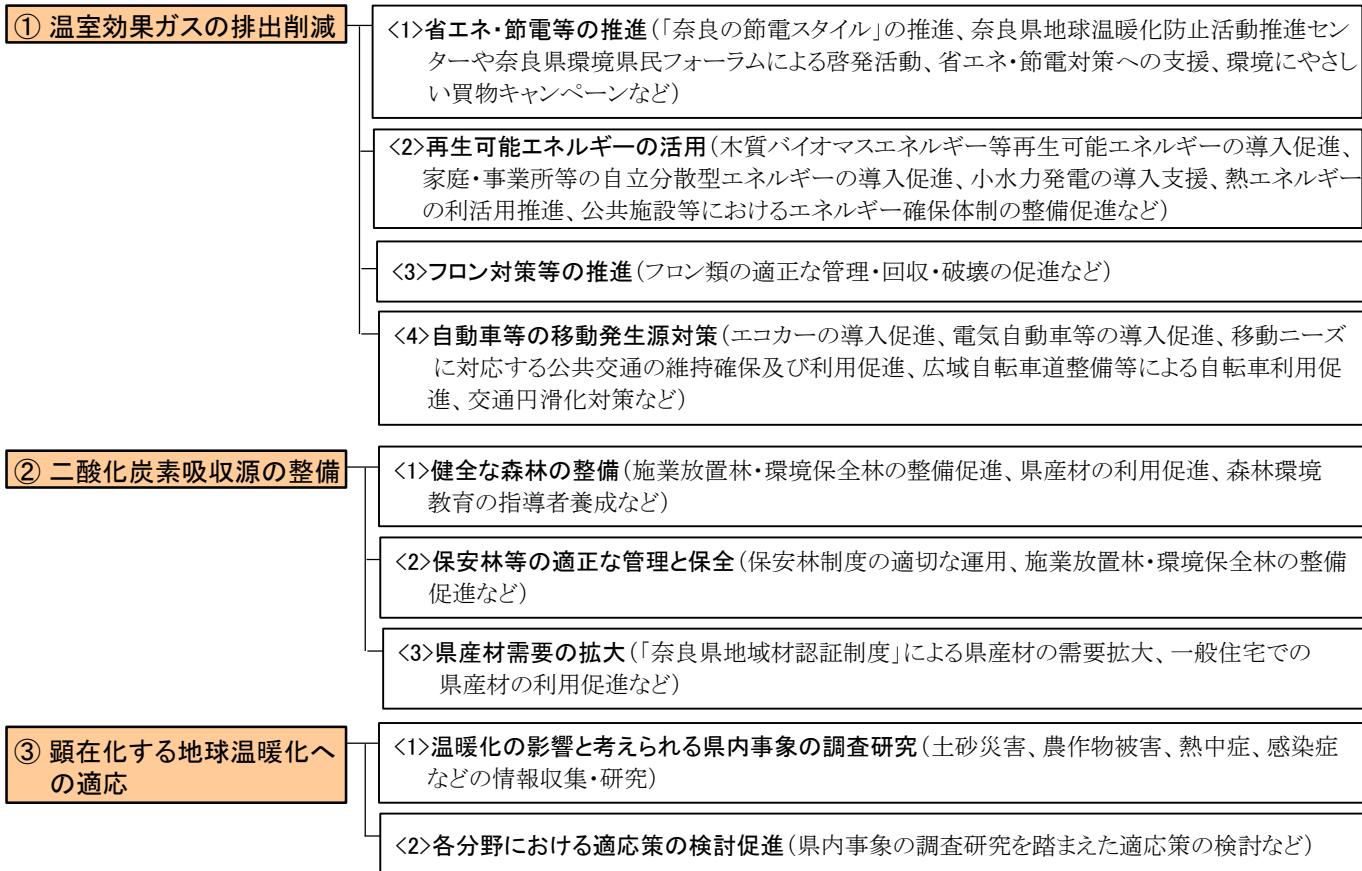
V 施策・事業の展開

3. 低炭素社会の実現

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
温室効果ガスの削減対策の進捗を評価する指標として活用	温室効果ガス排出削減率 (現況値の基準年:H17) (目標値の基準年:H25)	6.9%増 (H25)	30.9%減 (H42)	温室効果ガスの排出削減
	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895人	4,500人	
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177人	250人	
省エネ・節電の取り組みの進捗を評価する指標として活用	年間電力使用量低減率 (基準年:H26)	—	3.5% (H30)	
再生可能エネルギー導入の進捗を評価する指標として活用	再生可能エネルギー導入量	240,954 kW	385,526 kW (H30)	
	木質バイオマスエネルギー利用量	18,729 t	40,000 t	
二酸化炭素吸収源となる森林整備の進捗を評価する指標として活用	施業放置林における強度間伐の面積	7,510 ha	12,000 ha	二酸化炭素吸収源の整備
	県民等の募金による植樹の本数	8,197本	8,900本	

(2) 小施策・事業体系



V 施策・事業の展開

4. 循環型社会の構築

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H25	目標値 H29	小施策
ごみの減量化を評価する指標として活用	ごみの排出量	一人1日あたりのごみの排出量(一廃)	918 g／人・日	廃棄物の排出抑制の促進
		産業廃棄物排出量	1,539千t (H22)	
	リサイクル率	一般廃棄物	13.1%	廃棄物の循環的利用の促進
		産業廃棄物	48.3% (H22)	

※この目標値は、平成29年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

(2) 小施策・事業体系

① 廃棄物の排出抑制の促進	<1>「ごみゼロ生活」の推進(環境にやさしい買物キャンペーン、イベント等による普及啓発など) <2>技術・研究開発の促進(排出事業者の研究開発・設備導入支援、環境カウンセラー派遣など) <3>事業者の自主的取り組みの促進(多量排出事業者のごみ減量化促進など) <4>ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進(ごみ処理有料化の促進など)
② 廃棄物の循環的利用の促進	<1>リユース・リサイクルの促進(個別リサイクル法の促進、ごみ処理施設のエネルギー回収など) <2>廃棄物系バイオマスの有効利用の促進(生ごみ、下水汚泥、食品残渣、廃材等のリサイクルなど) <3>廃棄物利用の再生製品化・流通促進(奈良県リサイクル認定製品の普及拡大など) <4>技術・研究開発の促進(排出事業者の研究開発・設備導入支援、環境カウンセラー派遣など)
③ 廃棄物の適正処理の推進	<1>排出事業者責任の徹底(建物解体工事等の適正実施の確保対策など) <2>優良処理業者の育成(優良処理業者認定制度普及、育成研修、電子マニフェスト導入促進など) <3>産業廃棄物処理施設周辺の環境保全(水質・臭気等検査、監視パトロールの実施など) <4>有害廃棄物の適正処理の推進(アスベストやPCB等廃棄物の適正処理の促進など) <5>ごみ処理施設の安定的確保(大阪湾フェニックス計画の推進、ごみの共同処理の促進など) <6>し尿等の処理対策の推進(し尿・汚水処理施設の整備促進など)
④ 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅	<1>県民総監視ネットワークの推進(団体等による不法投棄見張り番、地域環境保全推進員など) <2>悪質事案対策の強化(悪質事案に対する特別監視・指導の強化など) <3>使用済家電等の不適正処理対策の推進(市町村等との連携による使用済家電等回収業者への立入調査・指導の実施など) <4>県民参加型の環境美化活動の促進(住民参加による道路・河川等の植栽・清掃等促進など) <5>不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進(「不法投棄ゼロ作戦」等による啓発活動の促進など)
⑤ 災害廃棄物処理対策の推進	<1>災害廃棄物処理の相互支援体制の整備(県・市町村等の情報共有、体制整備・更新など) <2>県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練(市町村・関係機関等と連携する教育・訓練など) <3>市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進(計画を策定する市町村への技術的支援など)
⑥ 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進	<1>一般廃棄物処理の広域化(ごみ処理広域化を推進する市町村への支援など) <2>災害廃棄物処理対策の推進(市町村・関係機関等と連携する教育・訓練など) <3>廃棄物の減量化・再生利用の推進(広域連携による効果・効率化の検討・促進など) <4>不法投棄・使用済家電等対策の強化(県・市町村連携による指導・監視など)

V 施策・事業の展開

5. 安全な生活環境の確保

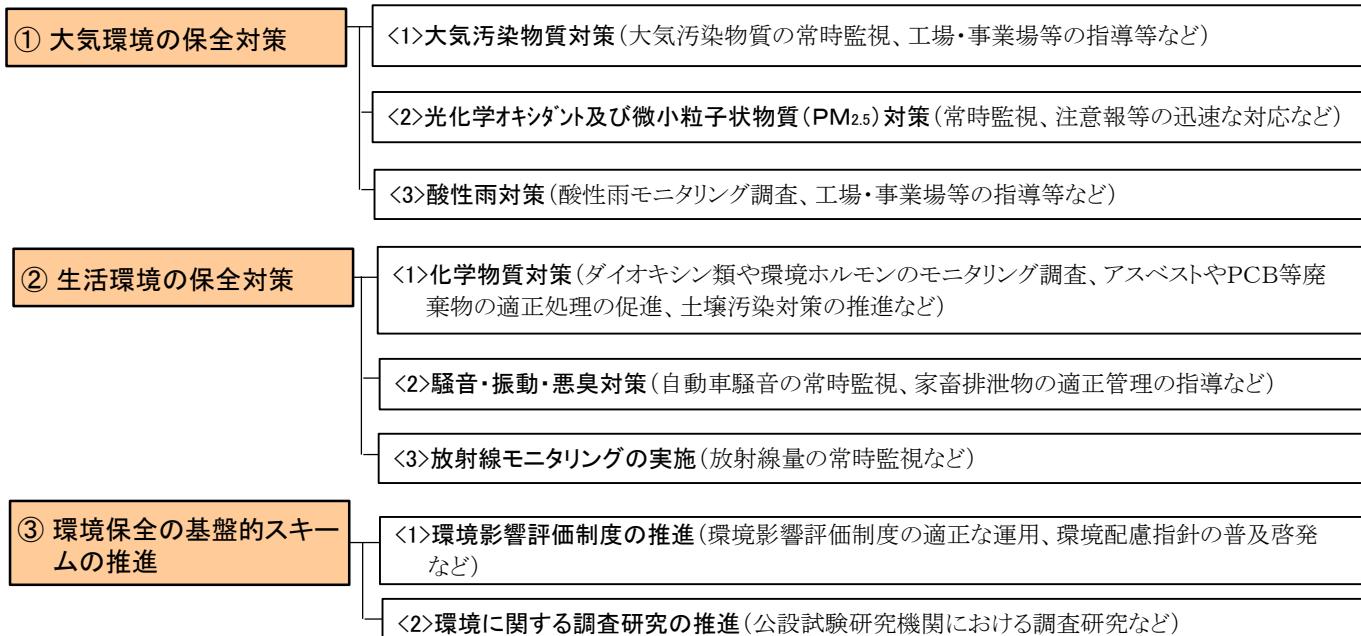
(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26 ※1	目標値 H32	小施策
きれいな大気が保たれているかを評価する指標として活用	大気環境基準達成率	二酸化硫黄(SO ₂)	100%(11／11)	100%
		二酸化窒素(NO ₂)	100%(14／14)	100%
		一酸化炭素(CO)	100% (5／5)	100%
		浮遊粒子状物質(SPM)	100%(14／14)	100%
		光化学オキシダント(O _x)	0% (0／8)	測定数値に対する迅速な対応、情報提供を行う ※2
		微小粒子状物質(PM _{2.5})	33% (1／3)	
生活環境の保全対策の状況を評価する指標として活用	ダイオキシン類の環境基準達成率	100% (7／7)	100%	生活環境の保全対策
	高濃度PCB廃棄物の適正処理実施率	76.7% 登録台数2,167台 処理台数1,662台	100%	
	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭等)	147件	件数の減	

※1: ()は、環境基準達成箇所数／測定箇所数

※2: 数値目標の設定になじまないため、数値への対応を記載(ただし、実績値は評価する)

(2) 小施策・事業体系



V 施策・事業の展開

6. 生物多様性の保全

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
希少な野生動植物の保護管理の状況を評価する指標として活用	県内の野生動植物種に占める希少野生動植物種の割合※全国平均：8%(H19)	12%	12%	生物多様性の保全と再生
	特定希少野生動植物の指定数	12種	20種	
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	環境にやさしい農業シンボルマーク認証団体数	42団体	60団体	生態系サービスの持続可能な利用
	エコファーマー認証者数	866人	1,000人	
	「なら生物多様性ネットワーク」参画団体数	79団体	90団体	

(2) 小施策・事業体系

① 生物多様性の保全と再生

- <1>重要地域の保全(自然公園法・県希少野生動植物保護条例等による規制・指導、普及啓発など)
- <2>野生動植物の保護と管理(新たな特定希少野生動植物の指定、天然記念物の保護、外来種防除の普及啓発、鳥獣保護区の指定など)
- <3>地域特性に応じた生物多様性の保全(春日山原始林、大台ヶ原、大峰山系などの森林生態系の保全・再生、施業放置林・環境保全林の整備促進、ナラ枯れ対策、耕作放棄地の再生・活用、獣害に強い里山づくり、環境に配慮した川づくりなど)
- <4>水循環の再生(農地の保水機能の保全、ため池の多面的機能の活用、雨水貯留浸透施設の整備、透水性舗装の推進、環境用水の導入検討・促進など)
- <5>地球温暖化への対応(「奈良の節電スタイル」の推進、木質バイオマスエネルギー等再生可能エネルギーの導入促進など)

② 生態系サービスの持続可能な利用

- <1>農林水産業における取り組み(環境保全型農業の推進、県産材の利用促進など)
- <2>公共事業・地域開発・企業活動における生物多様性への配慮(環境影響評価制度の推進、公共事業における環境配慮、木質バイオマスエネルギー等再生可能エネルギーの導入促進、公共施設等におけるエネルギー確保体制の整備促進など)

③ 生物多様性を活用した地域の活性化

- <1>希少野生動植物等の調査・保全活動を通した地域の活性化(自然観察会や山野草の展示会の開催など)
- <2>生物多様性を活用した見所づくり(地域の食材や景観資源等を活かした新たな魅力づくり)
- <3>エコ・グリーンツーリズムの推進(農家民宿等の促進、体験交流型イベント実施など)

④ 生物多様性を支える基盤づくり

- <1>県民意識の醸成(イベント等での情報発信、各種メディアによる普及啓発など)
- <2>生物多様性の恵みにふれる機会の拡大(森林や川辺を利用した環境学習・体験の実施等)
- <3>多様な主体による連携・協働の促進(「なら生物多様性保全ネットワーク」の活動促進など)
- <4>生物多様性を支える拠点的機能の形成(調査研究、技術開発、教育普及等のセンター機能創設に向けた検討)

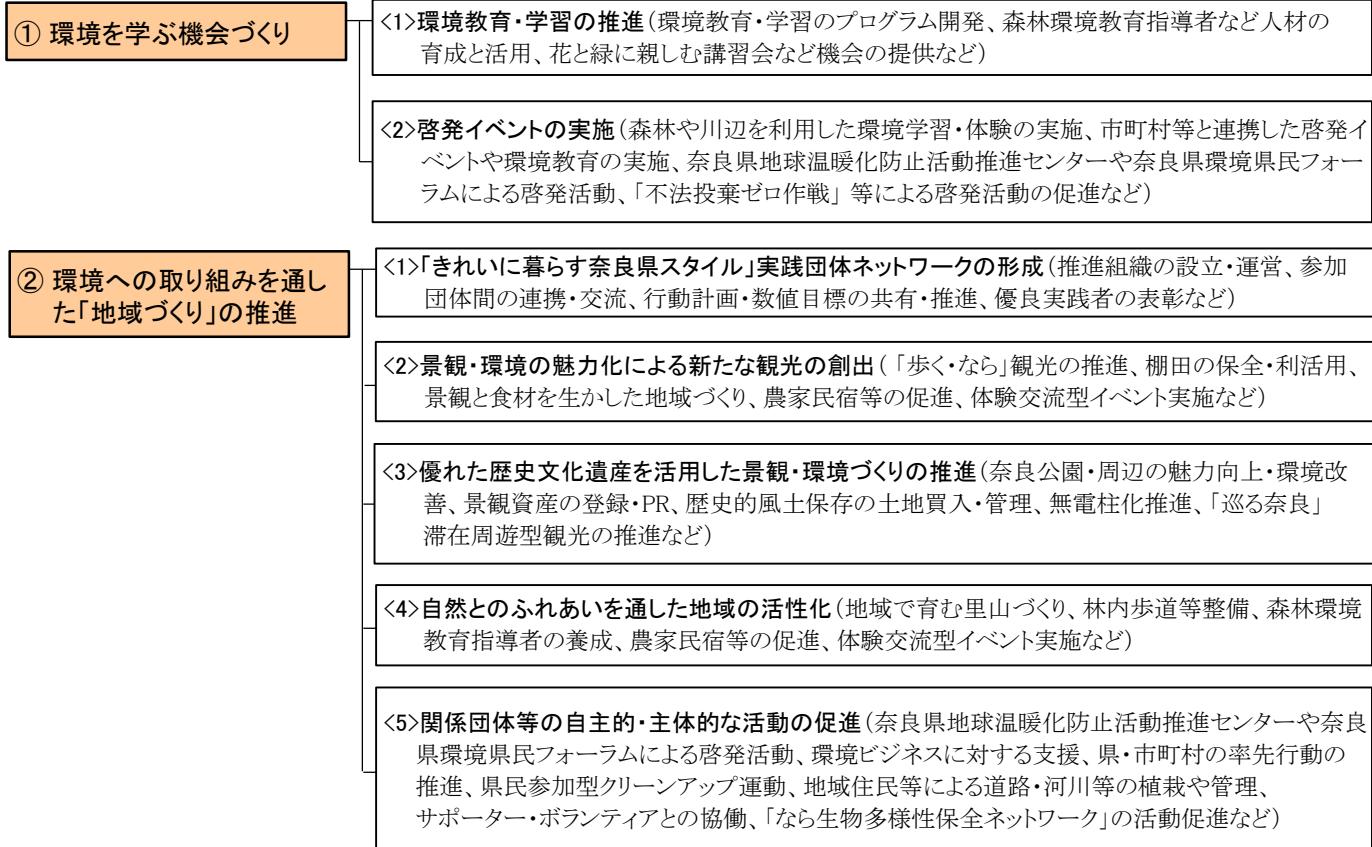
V 施策・事業の展開

7. 人づくり・地域づくりの推進

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
人材育成の取り組みを評価する指標として活用	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895人	4,500人	環境を学ぶ機会づくり
	森林環境教育を実施している公立小学校の割合	100%	100%	
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	35人／年	100人／年	
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177人	250人	
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	観光入込客数	3,811万人	4,200万人 (H31)	環境への取組を通じた「地域づくり」の推進
県民・事業者・行政の積極的な取組と連携・協働を評価する指標として活用	景観づくり活動を実施している景観サポーター数	36人	50人	
	環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人数	177団体	200団体	
	環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数	70件	82件	
	温暖化防止実行計画を策定した市町村の割合	51%	100%	

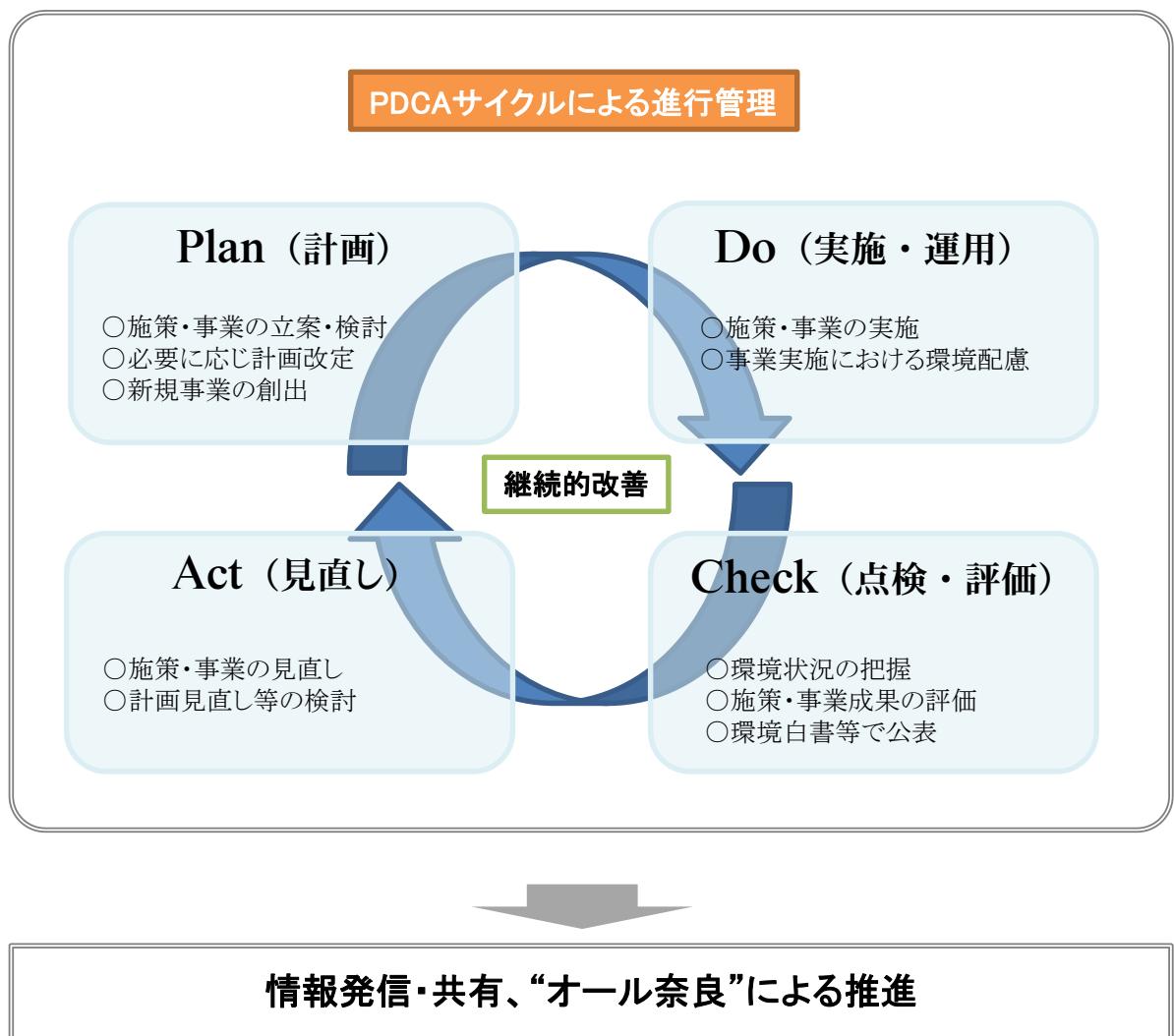
(2) 小施策・事業体系



VI 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や施策・事業の成果を定期的に把握・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。そのため、計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方(PDCAサイクル)に基づき、計画の策定(Plan)、事業の実施・運用(Do)、実施状況等の点検及び評価(Check)、事業内容の見直し(Act)の一連のサイクルにより実施します。

計画の進捗状況等は、市町村、関係機関・団体等との情報共有を図り、奈良県環境審議会をはじめ各分野における協議会など様々な機会を活用して検討・評価するとともに、広く県民への情報提供に努めます。



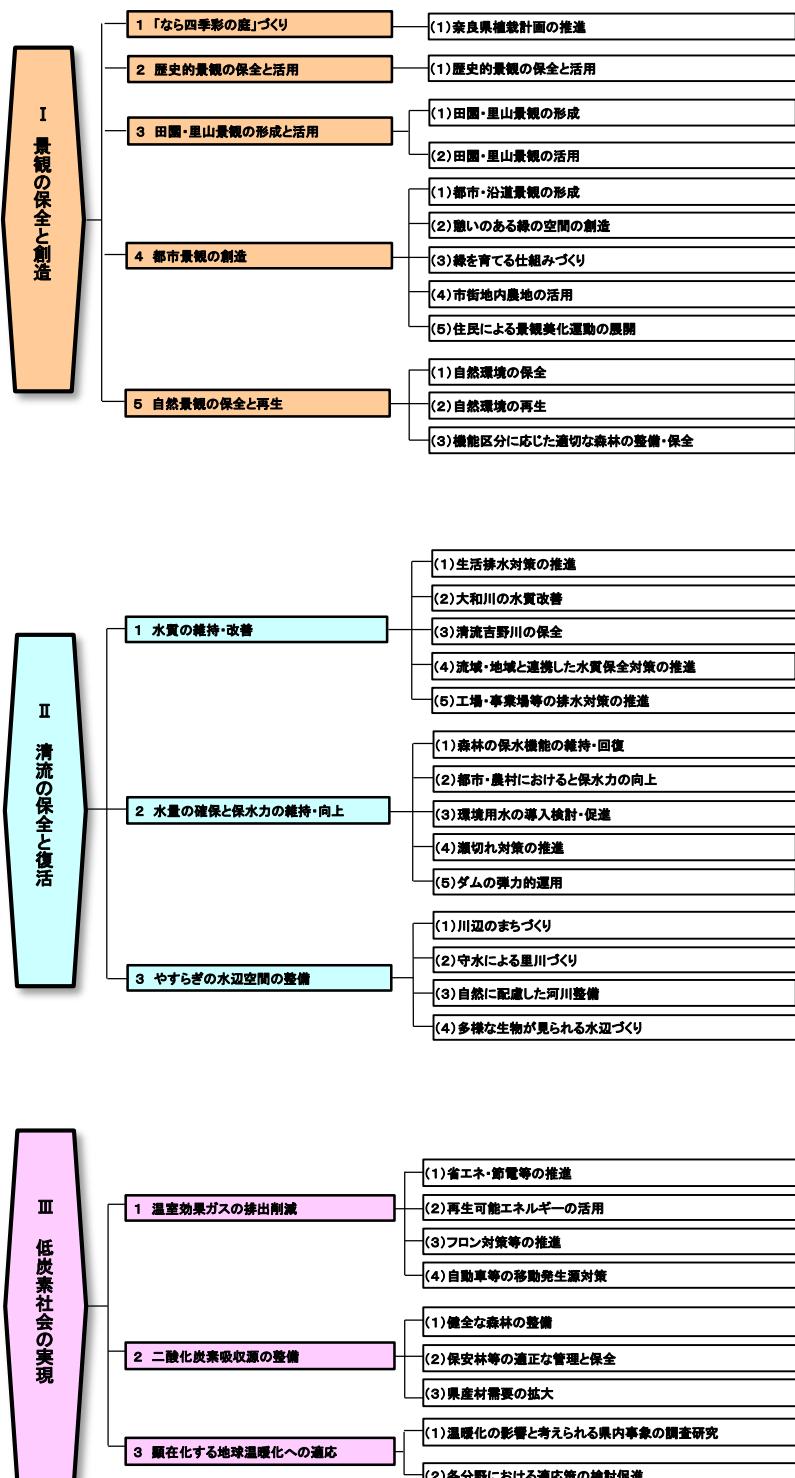
資料編

1. 施策・事業体系 21

2. 関連指標

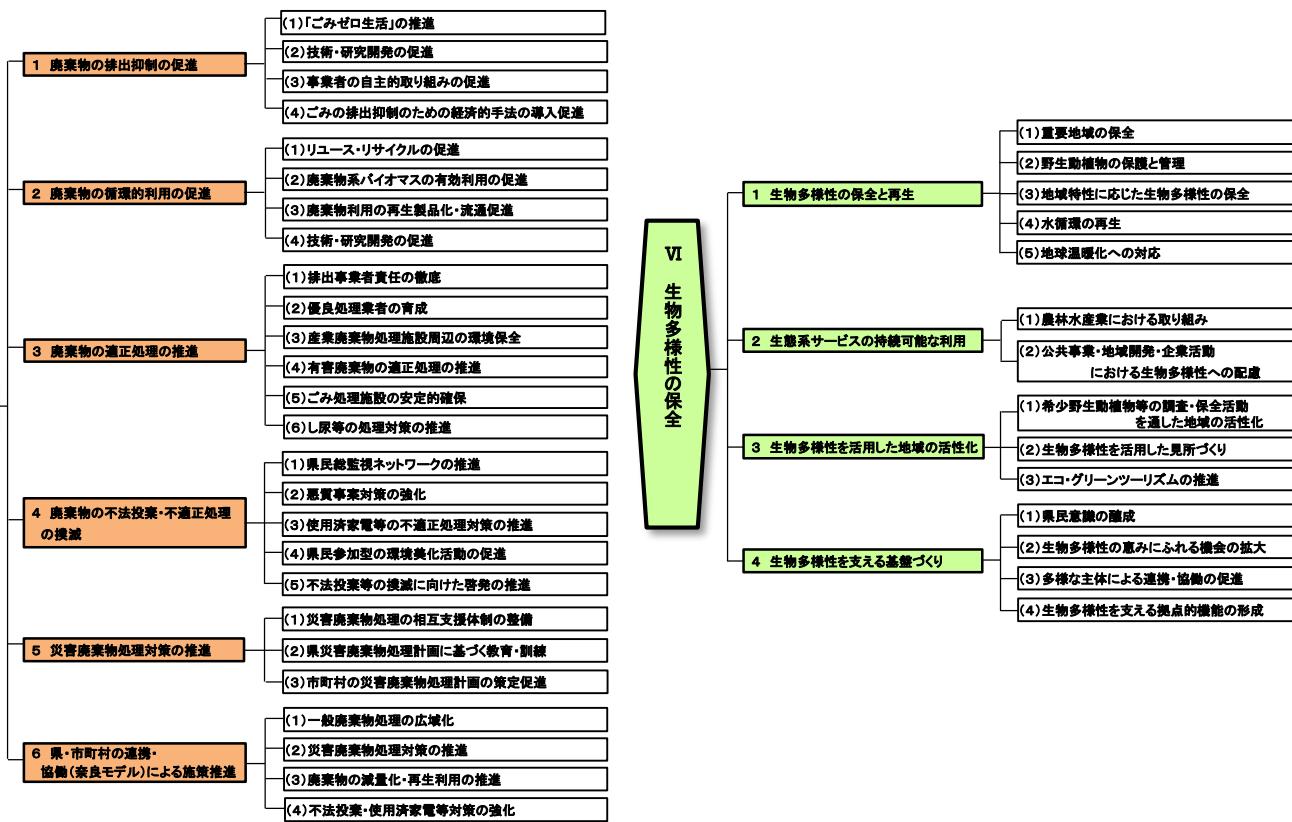
- (1) 景観の保全と創造 23
- (2) 清流の保全と復活 23
- (3) 低炭素社会の実現 24
- (4) 循環型社会の構築 24
- (5) 安全な生活環境の確保 25
- (6) 生物多様性の保全 25
- (7) 人づくり・地域づくりの推進 25

1. 施策・事業体系

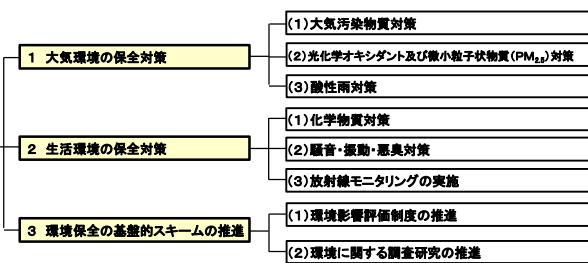


資料編

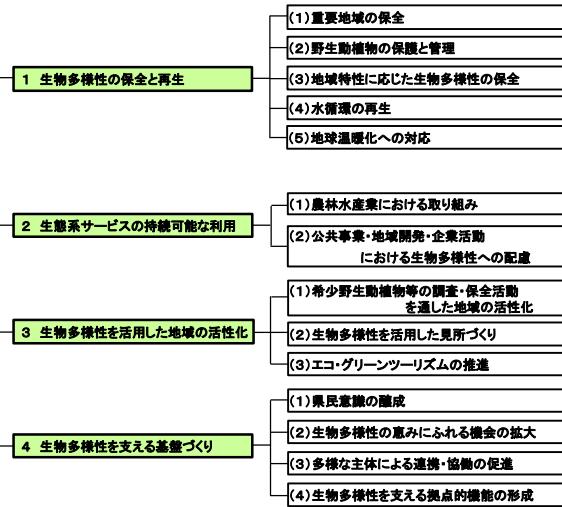
IV 循環型社会の構築



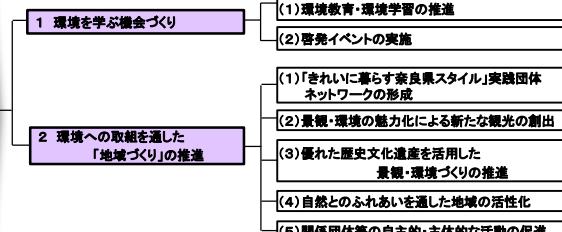
V 安全な生活環境の確保



VI 生物多様性の保全

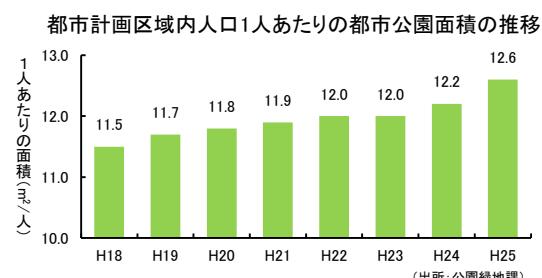
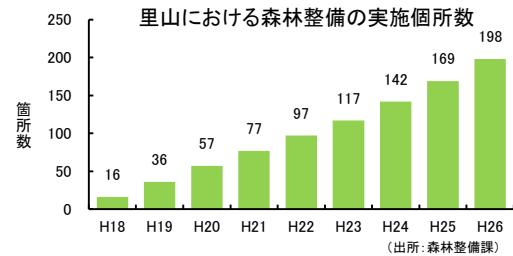
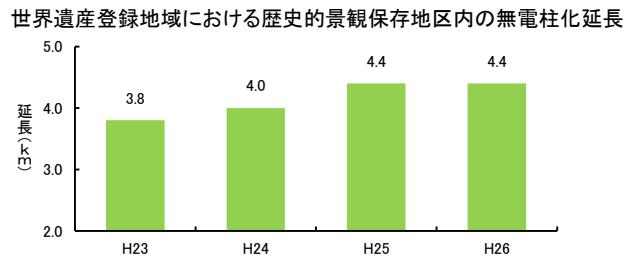
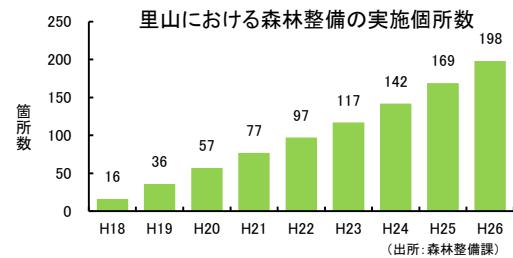
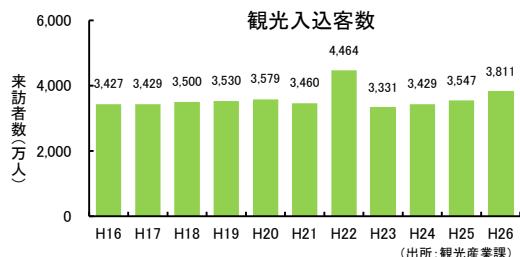


VII 人づくり・地域づくりの推進

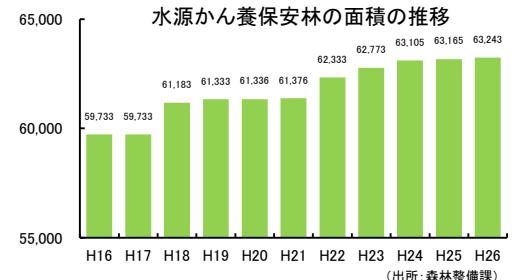
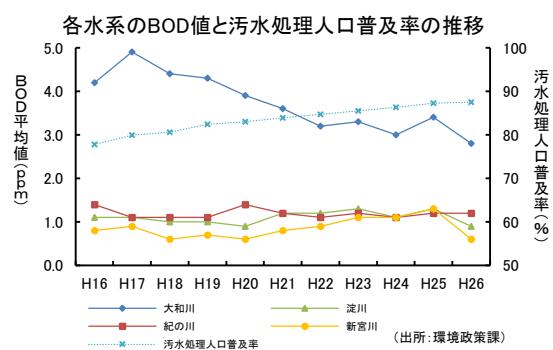
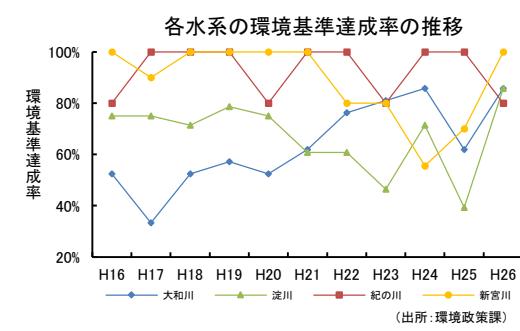


2. 関連指標

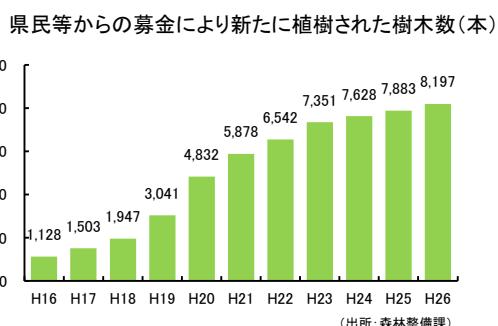
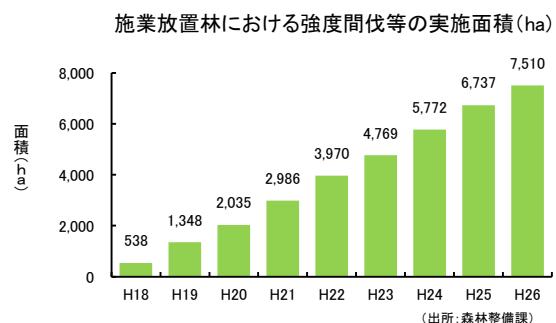
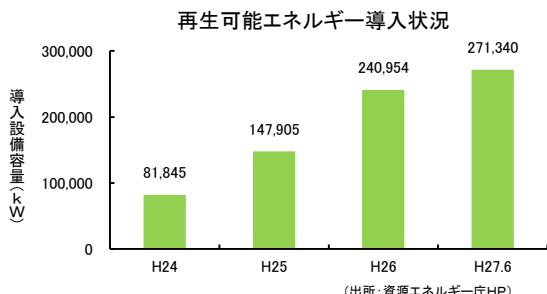
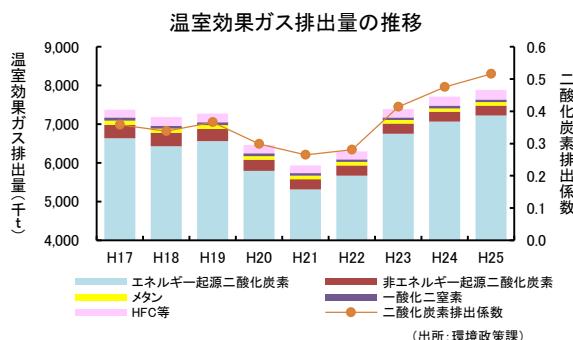
(1) 景観の保全と創造(関連)



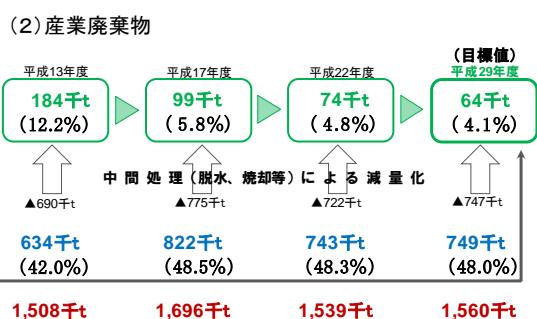
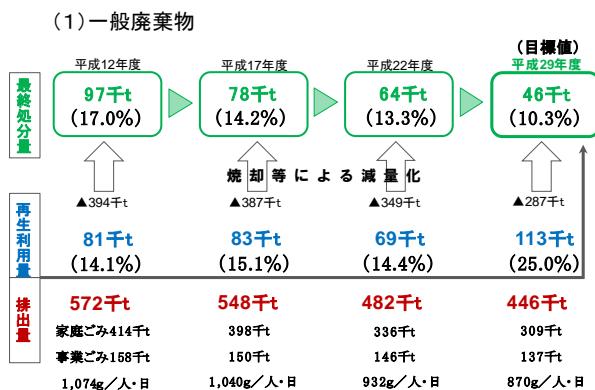
(2) 清流の保全と復活(関連)



(3)低炭素社会の実現(関連)

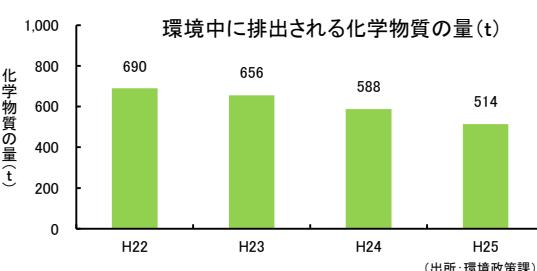
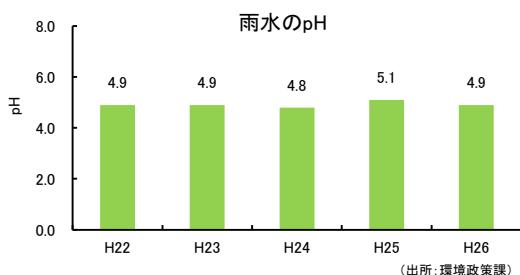
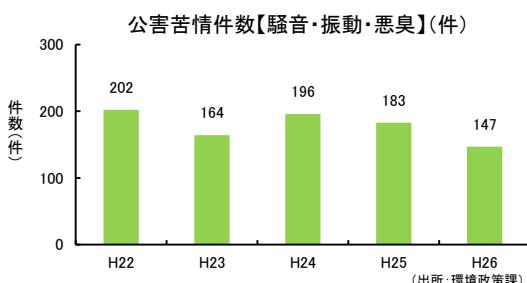
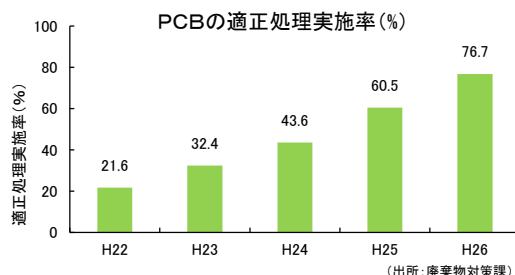


(4)循環型社会の構築(関連)

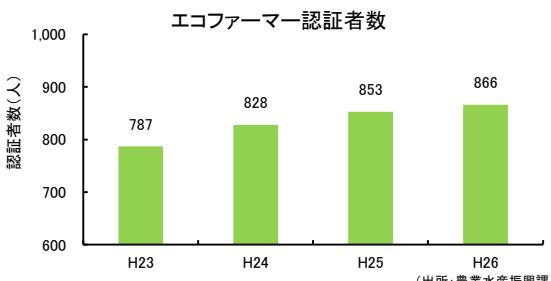
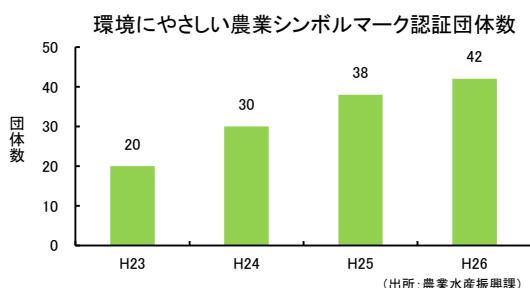


(出所:廃棄物対策課)

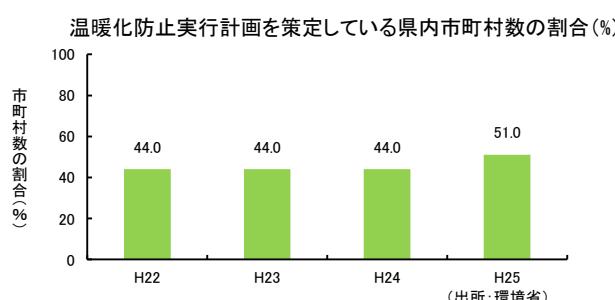
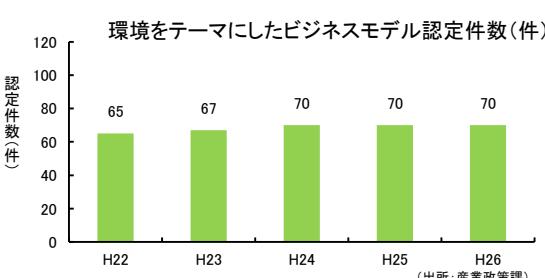
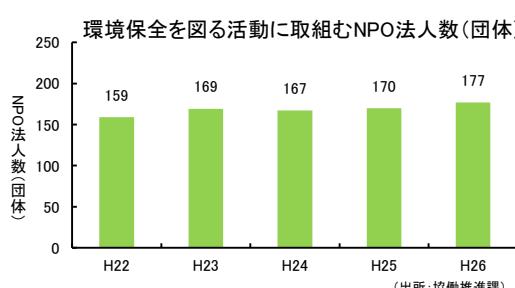
(5)安全な生活環境の確保(関連)



(6)生物多様性の保全(関連)



(7)人づくり・地域づくりの推進(関連)



知れば
知るほど 奈良
はおもしろい



奈良県マスコットキャラクター

せんとくん

©NARA pref.

<http://www.pref.nara.jp/>

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL:0742-27-8732 FAX:0742-22-1668

<http://www.eco.pref.nara.jp/>